

昭和二十八年政令第二百六十号

船員法第百四条第一項の規定により市町村が処理する事務に関する政令

内閣は、船員法（昭和二十二年法律第百号）第百四条の規定に基き、この政令を制定する。

1 船員法（以下「法」という。）の規定による事務で、次に掲げるものは、国土交通大臣のほか、法第百四条第一項に規定する市町村長も行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る国土交通大臣に関する規定は、法第百四条第一項に規定する市町村長に関する規定として当該市町村長に適用があるものとする。

一 法第十九条の規定による報告の受理に関すること。

二 法第三十七条の雇入契約の成立等の届出の受理及び法第三十八条の雇入契約の確認に関すること。

三 法第五十条第四項の規定に基づく船員手帳（外国人に係るものを除く。）の交付、再交付、訂正、書換え及び返還に関すること。

四 法第八十五条第三項の認証に関すること。

2 法第百四条第一項の規定による国土交通大臣の指定は、地方運輸局（運輸監理部、運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）との交通が不便であり、かつ、出入する船舶が相当に多いと認められる港に接続する地域を区域とする市町村の長について、関係者の利便を考慮して行うものとする。

3 前項の規定の沖縄県の区域についての適用については、同項中「地方運輸局（運輸監理部、運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）」とあるのは、「沖縄総合事務局（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十二条第二項に規定する事務を分掌するものを含む。）」とする。

4 第一項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則

この政令は、昭和二十八年九月一日から施行する。

附 則（昭和二十九年七月一五五政令第二〇五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十四年一二月一七政令第三三五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十七年五月一三三政令第一九〇号）

この政令中、第一条及び第二条の規定は公布の日から、第三条の規定は沖縄開発庁設置法の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

附 則（昭和五十六年三月二七政令第四二二号）

（施行期日）
この政令は、地方支分部局の整理のための行政管理局設置法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（昭和五十六年四月一日）から施行する。

2 改正法の施行前に新潟海運局長が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、改正法による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこの政令による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により新潟海運監理部長がした処分等とみなす。

3 改正法の施行前に新潟海運局長に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、改正法による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこの政令による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により新潟海運監理部長に対してした申請等とみなす。

附 則（昭和五十九年六月六日政令第一七六号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

（経過措置）
第二条 この政令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この政令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。

（経過措置）
2 この政令の施行前に港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）又は旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）（これらの法律に基づく政令を含む。）の規定によりされた命令等の処分その他の行為（以下「処分等の行為」という。）で、この政令の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この政令の施行の日以後において、この政令の施行の日において新たに当該行政事務を行うこととなる者のした処分等の行為とみなす。

に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。

北海道運輸局長	北海道運輸局長
東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。）	東北運輸局長
東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。）及び新潟海運監理部長	新潟運輸局長
関東海運局長	関東運輸局長
東海海運局長	中部運輸局長
近畿海運局長	近畿運輸局長
中国海運局長	中国運輸局長
四国海運局長	四国運輸局長
九州海運局長	九州運輸局長
神戸海運局長	神戸海運監理部長
札幌海運局長	北海道運輸局長
仙台海運局長	東北運輸局長
新潟海運局長	新潟運輸局長
東京海運局長	関東運輸局長
名古屋海運局長	中部運輸局長
大阪海運局長	近畿運輸局長
広島海運局長	中国運輸局長
高松海運局長	四国運輸局長
福岡海運局長	九州運輸局長

附 則（平成二一年一〇月二七政令第三三六号）	
（施行期日）	
1 この政令は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十二年四月一日）から施行する。	
（経過措置）	
2 この政令の施行前に港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）又は旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）（これらの法律に基づく政令を含む。）の規定によりされた命令等の処分その他の行為（以下「処分等の行為」という。）で、この政令の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この政令の施行の日以後において、この政令の施行の日において新たに当該行政事務を行うこととなる者のした処分等の行為とみなす。	

3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二二年六月七日政令第三二二号）抄

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一四年六月七日政令第二〇〇号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則（平成一六年一二月二五政令第三六八号）

この政令は、海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附 則（平成二五年一二月二三日政令第一〇号）

この政令は、船員法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月一日）から施行する。